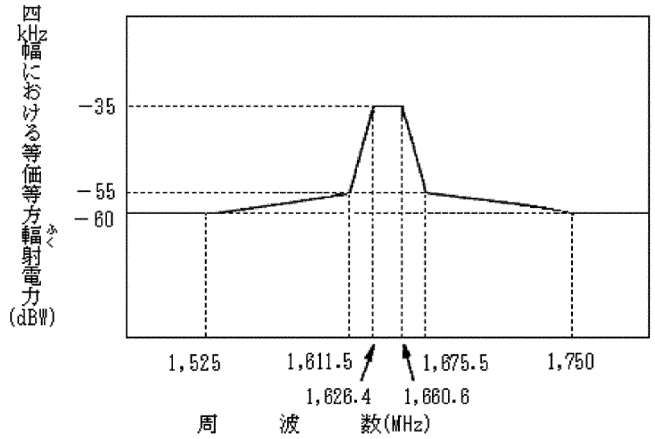
	(3)　インマルサット携帯移動地球局の無線設備 
2　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＦ型、インマルサット船舶地球局のインマルサットＦ型及び1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局（無線高速データ通信が可能なものに限る。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値 ［図　略］	3　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型及びインマルサットＦ型、インマルサット船舶地球局のインマルサットＦ型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局（無線高速データ通信が可能なものに限る。）の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値 ［図　同左］
3　［略］ ［図　略］	4　［同左］ ［図　同左］
別図第四号の九（第40条の４、第45条の20及び第49条の24関係） ［１・２　略］ ３　インマルサット船舶地球局のインマルサットＦ型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＦ型及び1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局（無線高速データ通信が可能なものに限る。）の送信設備の位相雑音のレベル ［図　略］ ［４　略］ ５　航空機地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備の位相雑音のレベル ［図　略］	**別図第四号の九**（第40条の４及び第49条の24関係） ［１・２　同左］ ３　インマルサット船舶地球局のインマルサットＭ型及びインマルサットＦ型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＭ型、インマルサットミニM型及びインマルサットＦ型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局（無線高速データ通信が可能なものに限る。）の送信設備の位相雑音のレベル ［図　同左］ ［４　同左］ ５　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＢＧＡＮ型の送信設備の位相雑音のレベル ［図　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。